

7 西アフリカにおける土地制度と森林

——北部ナイジェリアの事例——

キーワード：土地所有、土地利用、林地、ナイジェリア、ヌベ

増 田 美 砂*

Forests and Land Systems in West Africa : A Case of Northern Nigeria

Key Words : land tenure, farming system, forest reserve, Nigeria, Nupe

MASUDA Misa

In most of the developing nations, bases of forest and forestry related regulations were introduced during the colonial period. In the regions under British and Dutch rules, both of which did not develop forestry in the suzerains, the process started from calling on German foresters.

The tropical forest management system was first established in India to sustain natural teak forests, since teakwood had been one of the most important forest products until the Second World War. Similar systems were also applied to West Africa, though timber was locally consumed and only sheanut (*Vitellaria paradoxa*) that grows extensively on farmland and some other minor products were exported. Nevertheless forestland demarcation took place. In Nigeria, larger area of forest reserves is found in semi-arid zone rather than high forests.

From a case study in Niger State located in the transition zone, forest reserves are scattered with small scale over the state and do not play particular economic roles. It is the forests outside reserves that have provided wood as well as non-wood forest products. Those lands are possessed and managed under customary systems. Nupe people, the dominant ethnic group of the state, categorize their land into *emi* (homestead), *kpesa* (home garden), *bata* (lowland), *lati* (upland farm), *enufu* (grass fallow), *gonta* (bush fallow), and *cikan* (primary forest). Among these, *kpesa* and *bata* are under sedentary use, while cyclic fallow system is adapted to upland cultivation. Natural tree vegetation outside forest reserves is mainly found in upland with scattered arrangement, but owing to increasing population, *cikan* has already disappeared.

Since the total area of forest reserves including national parks accounts for only 9.8% of Nigeria, trees outside reserves have larger importance to the local economy as well as environment. The forest management system, however, has been established toward creation and maintenance of forest reserves, there are no institutional frames, either under statutory laws or under customary systems, for conservation of trees outside forest reserves.

* 筑波大学農林学系・助教授

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 林地の創出 | 3.2. 土地法の変遷 |
| 2. 北部ナイジェリアにおける林野制度 | 3.3. 今日の伝統的権力 |
| 2.1. 植民地期の林野制度 | 3.4. 農村領域における土地制度 |
| 2.2. 1960年北部地方林業令 | 4. 樹木の分布をめぐる状況 |
| 2.3. 今日の林野制度 | 4.1. 集落領域における土地利用と配分 |
| 2.4. 林地の創出過程に関する考察 | 4.2. 樹木の分布 |
| 3. 伝統的統治機構と土地制度 | 5. 土地制度と森林 |
| 3.1. 植民地期の伝統的統治機構 | |

1. 林地の創出

まずは森林とは何かという、自明とされることへの問いかけからはじめたい。それは土地と森林植生からなり、両者は不可分の関係にある。森林として利用する区域は林地とされ、林地には森林がある。ところが発展途上国において、両者はしばしば乖離する。地図上で林地と線引きされていても、そこに必ずしも森林があるわけではない。逆に林地外にも森林はある。

森林植生の定義もまた、発展途上国の現場にいるとおぼつかなくなってくる。どの程度の樹木密度や面積としてのまとまりがあれば、森林といえるのか。もともと疎林しか成立しえない半乾燥地や、湿潤気候下にあっても生態系が著しい攪乱を受けている地域では、樹冠の被覆率といった何らかの指標を導入しないことには、森林の範囲がみえてこないのである。

多くの発展途上国において、林地としての利用区分は森林の国有化と同時に実現した。それは植民地期に端を発しており、宗主国を等しくする地域には、似通った林野行政機構や制度が導入されることとなった。本国に林業体系を欠いていた英国やオランダの植民地政庁は19世紀半ばに相次いでドイツから森林官や研究者を招聘し、山林局の組織づくりや基盤整備をおこなった。

ここで留意すべき点として、土地制度総体とはいわば切り離されたかたちで、林野をめぐる近代化がなされたということをおきたい。熱帯産木材の主要輸出地域をなす東南アジアについて概観すると、植民地期の主たる木材市場は地場か域内までの広がりしかもたず、プランテーションたる植林が展開する契機にも欠いていた。したがって支配の中心に近い限られた地域においてのみ、資源調査や境界測量とともに漸次、森林は林地へと区分され、両者は一体のものとなった。

ところが第二次大戦後、日本の経済成長にともなう需要の増大、生産技術の発達、加えて海上輸送能力の向上とが相まって強大な木材の国際市場が形成されると、植民地期には手つかずであった地域が突如国有林に組みこまれ、伐採資本導入に向けた法体系が整備される。たとえばインドネシアの1967年林業基本法は、すべての森林地域は国民の総有のもとにあるとした。そして国民総意の代行者としての政府が、単なる宣言によって法的基盤を与えられた林地を、すでに人々が生活していようが、土地や資源をめぐる慣習法体系が確立していようが、地図上の線引きによってコンセッションに分割していったのである [増田 1998, 28-36]。

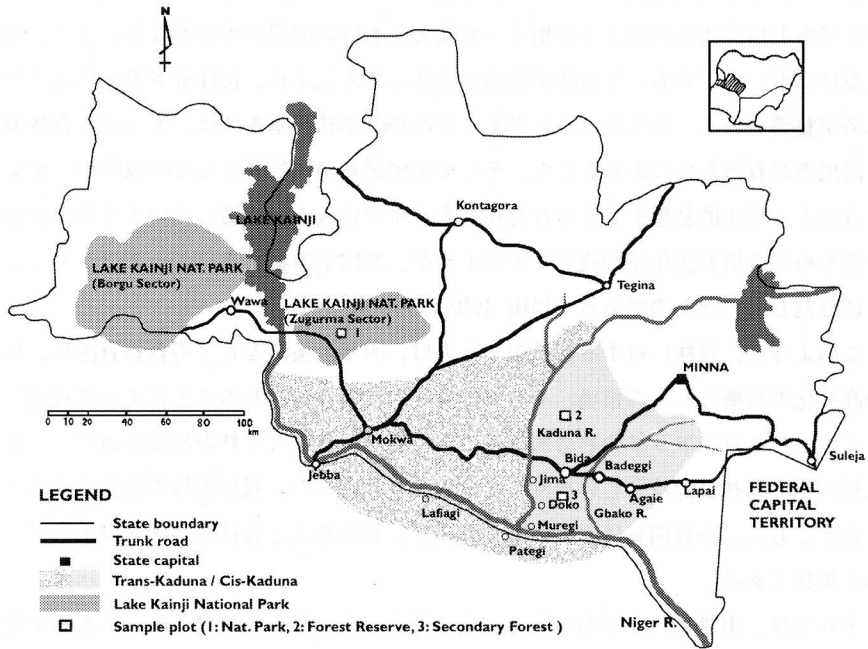
このように、森林に対する開発のあり方は、所与の条件としての森林資源に、林産物商品化の契機としての市場、そして技術という条件が加わることによって規定されてくる。こと東南アジアの熱帯雨林帯では、開発主導のもと林野制度が確立し、その過程の中で森林資源は著しい攪乱を受けることとなった。森林地域の内包する人々の存在とともに、今日開発はゆきづまりを迎え、新たな人と森林の関係を模索しているのが現状である。

それでは、市場という圧力に欠く地域の森林と人々との関係はどのような歴史的展開をとげ、どのような影響を森林にもたらしたのか。林地という概念と森林とは、どのような関係にあるのか。

西アフリカ経済もまた、植民地化とともにヨーロッパ市場へと包摂されていく。しかし林産物に関する限り、ヨーロッパ市場は基本的に域内で閉じている [Mery *et al.* 1999, 272]。したがって西アフリカの森林資源や林野制度において、東南アジアにみるような市場からの強い圧力による環境の激変は必ずしもみとめられない。経済資源としての重要度の低いサバナ帯にいたっては、木材は国際商品とはなりえず、これまで地場需要のための小規模な伐採がなされてきたにすぎない。

ここでは森林から半乾燥地への移行帯をなすギニアサバナをとりあげ、まず林地の創出過程、すなわち林野をめぐる近代化の過程を概観する。次にそれが地域の伝統的土地制度とどのように接合しているかを、北部ナイジェリアのヌペ人居住地域（以下、ヌペランド）の事例をもとに明らかにする。その中で、林地内と林地外に分断された森林が、今日どのような状況におかれているかについて考察したい。

なお、ここでは土地制度について、単に土地の占有／保有／所有という側面からだけでなく、土地利用との相互作用系としてとらえている。さらに土地所有のあり方は、家族・親族をはじめとする社会制度とも密接なかかわりをもっている。しかし紙幅の関係上、歴史的過程については北部ナイジェリアにおける成文法体系のみをたど



第1図：ナイジャ州

り、現状をみる中で、土地所有と土地利用とのかかわりにふれることとしたい。なお、文中にあるナイジャ州の主な地名および調査地は、第1図に示した。

2. 北部ナイジェリアにおける林野制度

2.1. 植民地期の林野制度

ヨーロッパ諸国とナイジェリアの接触は、18世紀のポルトガルによる奴隷貿易に始まった。それを引き継いだ英国は、19世紀になって奴隷取引が禁止されると、ナイジャ川デルタにおけるパーム油貿易に関心を転じ、港湾として重要であったラゴスを支配下においた。1885年のベルリン会議においてナイジェリアに対する英国の優先権が認められると、翌年にはロイヤルナイジャ会社 (Royal Niger Company, Chartered and Limited、以下 RNC) が組織され、本国から通商のみならず軍事および行政にかかわる包括委任を受けた。

しかし RNC による植民地経営は各地で生じた紛争の前に程なくして挫折し、経済

活動のみを残して行政権は本国に接収される。ナイジェリアにおいて林野行政が実体をもつようになったのは、北部および南部が相次いで英国の保護領に組みこまれた20世紀以降のことである。

1900年からの6年間、北部ナイジェリア保護領の初代高等弁務官をつとめたルガード (F. D. Lugard) は、ルガード・ドクトリンとして知られる原住民行政 (Native Administration、以下 NA) をもとにした間接統治政策を導入した。ナイジェリアにおける林野制度の確立は、土地制度と同様、このルガードに負うところが大きい。1914年に南北ナイジェリアが統合されたのち、再び総督として派遣されると、ルガードは急速に進行する森林減少に警告を発するとともに、とくにアルコール輸入税に依存する南部の植民地財政を改善し、天然資源開発を通じて財政基盤を強化するよう本国植民省に提言した。

1916年に施行された第12号法令 (ordinance) は、まず林地 (forest reserve)¹⁾ を指定する権限を総督に与えた。続いて同年の第10号規定 (regulation) は、まだ林地外に分布するオイルパームを含む150にのぼる樹種に対し、手数料およびロイヤルティを課した [Burns 1917, 58-62]。1927年に第12号法令は改正され、NA 有林 (NA forest reserve) の設定を認め、管理経営は林業局の監督のもと当該 NA が当たり、費用も負担するかわりに、収入は NA の財政に組みこむこととした [Egboh 1984, 57-58]。

1937年に第12号法令その他は森林令 (Forest Ordinance) に統一され、それをもとに、各地方においてさまざまな規定が導入された。一方41年には、国有林および NA 有林という2つの枠組みに加え、共有林制度が導入された。これは知事 (resident) の承認のもと、NA が共有林地を宣言するというものであり、当該共同体が経営をおこなう。とくにプラトーやティヴランドなど、多神教徒 (pagan) と総称される少数民族居住地域において、荒蕪地造林に適用された [ibid. 60]。

森林令の施行された1938年には、約544万 ha (国土の5.7%) が林地に区分され、うち164万 ha (林地の約30%) が植民地政府、379万 ha (70%) が NA に帰属していた。1945年には両者合わせて690万 ha (国土の7.1%) が林地となった [Nigerian Forest Authority 1947, 91]。しかしこれらの数値のもつ意味については、林野行政に実際どの程度の人員や予算がさかれていたのかといった点も含め、注意深く検討する必要がある。

当時の英国人森林官は、オックスフォード、ケンブリッジ、あるいはエディンバラ

1) この forest reserve については、保留林、恒久林、指定林とさまざまに訳出されている。しかし本稿で論じるナイジェリアの reserve は必ずしも国に帰属するものではなく、ガーナでは reserve に指定されても所有権において何ら変化は生じない。植生もまた天然林だけではなく人工林や無立木地と多様であり、結局のところ土地利用区分上の林地としか訳しようがないのである。

で植物学や数学といった基礎科目と林学一般を学んだのち、ナイジェリアにおける採用が決まると、アフリカの植物分類に関してキュー植物園で3カ月間の研修を受けることになっていた [Unwin 1920, 184]。1934年に西アフリカを視察したステビングによると、こうした森林官 (conservator) は、フランス領に先がけて林野制度の確立した英領諸国においても、シエラレオネでわずか3人、ガーナでは2人の研究者を含め12人、最大の面積を有するナイジェリアでも46人が任命されていたにすぎない。そこには行政と実務の区分がなく、1人の森林官に対して数人が配置される助手には何ら明確な任務も権限も与えられなかった [Stebbing 1937, 62-63]。

にもかかわらず、これだけの人員のもとで数100万 ha が林地に組みこまれたのである。その問題の検討は次に譲るとして、多くはルガードの意向に反し、アフリカマホガニー (*Khaya* spp.) をはじめ重要な樹種を産する南部の高木林ではなく、サヴァナ林に設定されたものであった。当然のことながら、森林は林地の外にも分布し、国土の約4割が休閑地を交えつつも開発可能な森林と推定されていた [Nigerian Forest Authority 1947, 3-5]。

木材はライセンスを受けた業者により、主として林地外で生産された。しかしその生産量については、事前に支払われるロイヤルティの対象となった本数のみが記録され、実際に伐採された本数と必ずしも対応しているわけではない。また原木および製材加工品について貿易統計をみると、1934-38年平均価額は輸入の方が輸出を上回っており、この傾向は現在にいたっている [*ibid.* 8-11; Stebbing 1937, 198-199; Unwin 1920, 164]。

こうしたことから、たとえ南部の湿潤地帯を含めても、また林地外の森林を合わせても、ナイジェリアの木材生産は地場需要を中心に展開し、ロイヤルティや輸出入税を基盤としていた植民地財政に対しては、さして貢献しなかったものと考えられる。

2.2. 1960年北部地方林業令

1986年にアフリカ木材機構 (African Timber Organization) 加盟11カ国を対象に編纂された林野法令集にナイジェリアの現状をみると、独立とともに生じた新たな行政機構に合わせての部分的改正は加えられても、植民地期の枠組みは基本的に継承されている [Schmithüsen 1986, 88-91]。そこにナイジェリアの現行林業関連法規として紹介されている1960年北部地方林業令 (Forestry Ordinance: Northern Region) の概要を、以下に紹介したい [*ibid.* 261-277]。

これは、前文(第1部)、国有林および国有保護林に関する特別条項(第2部)、原住

民行政あるいは地方議会有林に関する特別条項(第3部)、国有林からNA有林への変更(第4部)、NA有保護林(第5部)、NA有林の経営(第6部)、共有林(第7部)、一般条項(第8部)、そして廃止および保留(第9部)に関する全63条からなっている。

第2部は、国有林(government forest reserve)の設定手続きに関するもので、政府あるいは住民が処分権を有する土地に対し、総督は国有林を設定し、それをさらに保護林として布告できるとする。具体的には、まず地方官報において候補地の範囲を特定し、国有林とする旨を総督名で公告し、調査官(reserve settlement officer)を任命する。調査官はその土地にかかわる諸権利を調べるとともに、原住民法廷(native court)において公示内容を現地語に翻訳し、関係者に周知させる。その後3カ月間異議申立を受け付け、再び地方官報において国有林となることを告示する。それを以て通行権や流水権を含め、その土地に対するあらゆる権利は消滅し、住民あるいは当該共同体の長は、慣習法の存在如何にかかわらず、その土地を無条件に政府に引き渡す。

第3部における手続きも同様に地方官報における告示、ならびに異議申立の受け付けという手順をとるが、当該地方大臣の承認のもと、原住民行政(Native Authority)あるいは地方議会(Local Government Council、以下両者合わせてNA)が主体となる点が異なる²⁾。また、国有林の場合は確定後さらに1年間は異議申立の機会が与えられ、権利復活の可能性も残されるのに対し、NA有林の場合はいったん確定すると、それとともに消滅した権利は復活できない。

第4部および5部では、必要に応じて国有林の区画すべて、あるいは一部をNA有林へと変更し、またNAのもとにある土地に対し、保護林を指定したり取り消すことができるとする。いずれも地方官報における告示が必要である。第6部は、NA有林の保護、管理および経営について、知事の監督と森林官の助言にもとづき、当該NAがおこなうと定めている。

第7部では、国有林およびNA有林のほかに、当該地域の共同体からの要請により、知事の承認のもと、NAは共有林(communal forestry area)を宣言できるとする。住民に対する周知には、官報ではなく役所や集会所における掲示という手段をとり、共有林が設定されると、NAは共有林の管理経営に関する細則をとりきめ、当該共同体による林産物の採集や植林がおこなわれる。

以上が北部地方森林令の概要であり、20世紀以降に制定された一連の法規にほぼ

2) 西アフリカにおける英国植民地のモデルとされた北部ナイジェリアの間接統治においても、NAの存在は多様であり、すべてがエミア制に組織されていたわけではない。1950年の地方政府令は行政機構の統一をめざし、英国の制度にならってcountyとその下のdistrict、そして選挙をとまうcouncilを導入したが、実際にはcouncilはほとんど機能しなかった。

沿ったかたちで、林地の創出にかかわる手続きをその骨子としている。しかし、国有林は主任森林官 (chief conservator) の助言にもとづき設定されるとあるが、NA 有林の場合、だれの主導により何を基準として候補地を特定するのか、国有とするか NA 有とするかは何によって決定されるのかなど、条文を読んだだけでは不明な点が多い。

ともあれ、新たな林地の創出は独立以降ほとんどみられず、1960年の推計によると、北部ナイジェリアでは8%に相当する2.3万平方マイル、南部ではおよそ13%の1万平方マイル、合わせて国土の9%あまりが林地に区分された。北部における林地の大半がNAあるいは共有林に帰属するのに対し、南部では国有とNA有が半々、すなわち国全体では林地の8割以上が共有林を含むNA有林となっている [Egboh 1984, 197-198]。

2.3. 今日の林野制度

独立以降のナイジェリアについては、1967年から70年にかけてのビアフラ戦争をはじめ、政治的に安定した時期はほとんどみられず、加えて75年に決定された首都移転計画の遅延や80年代以降の経済不況は、連邦政府の機能そのものを長らく停滞させてきた。さらに間接統治から連邦制にいたる中で存続してきた地域的差異が、情報を分散させ、その一元化を阻んでいる。

林野制度における変化としては、植民地期における県やNAの廃止と、連邦制のもとでの州およびその下の地方行政区 (Local Government Area、以下 LGA) への再編ともない、NA有林も州あるいはLGAに帰属するようになった点があげられる。また国有林法および野生生物法により、かつての国有林および鳥獣保護区をもとに6つの国立公園がつけられた。

連邦林業局の役割の1つには、州政府に対する適切な財政的技術的支援が含まれているが、林地の管理・経営は州が独自におこなっており、連邦政府による活動は、もっぱら林地を対象とする植林に注がれてきた。しかしオイル・ブームの1970年代には大規模プロジェクトが次々と実施されたものの、80年代以降のオイル・ドゥームといわれる経済停滞、続く政治的混乱の中で、州政府に対する林業補助金は滞ったままとなっている³⁾。

いずれにせよ、州レベルにおりない限り林地の実態は明らかにできない。そこでヌペランドの位置するナイジャ州を例にとると、さらに州を19に分かつ地方行政区に管

3) 1992年8月19日、連邦農業・水資源・農村開発省林業局副局長に対するききとりによる。

区が対応する地区林業事務所 (zonal forestry office) が林地の管理に当たり、職員は LGA の役人と州林業局から出向した森林官で構成されている。しかし連邦レベルと同様の、個々の地区林業事務所の概要を州レベルでは把握していないという問題がここでもみられ、またそれぞれから提供される情報には相互のくいちがも多い。

ともあれ、ビダ地区については、林地内における生産活動の許認可は州政府がおこない、林地外における生産活動に関しては LGA が管轄する。いずれにおいても植民地期と同様、樹種別に定められた本数当たりのロイヤルティを伐採業者が支払い、それが林地内であれば州政府の財政収入、林地外であれば LGA の収入となる⁴⁾。

林地における伐採活動は長らくおこなわれず、ビダの製材工場は林地外の樹木に原料を見出しているが、ドライマホガニー (*Khaya senegalensis*) はすでに枯渇し、現在は耐久性や材質においてはるかに劣る *Daniellia oliverii* まで利用されている。伐採に際しては、製材工場から注文を受けた伐採業者がめぼしい林にチェーンソーと労働者をおくりこみ、工場は地区林業事務所にロイヤルティを支払う。住宅建築など自家用の注文があると、業者が無届けで伐採およびチェーンソー製材をおこなう。当該地域の地主は何ら補償されず、たとえ集落の領域内にあっても、自生する樹木の所有権は植民地期と同様、農民ではなく政府の側に帰属するというのが、林業事務所と伐採業者共通の理解であった。

2.4. 林地の創出過程に関する考察

森林法では国有および NA 有という2つの範疇が示されているのに、なぜ実際には、ことに北部では大半が NA 有となるのか。国土の10%足らずとはいえ、どのようにして植民地期のわずかな人員と乏しいインフラストラクチャーのもとで林地の創出が可能となったのか。

はじめの問いについては、次にみる土地制度が1つの手がかりを与えてくれる。しかし具体的に、どのようにして林地の創出が実現したのかを明らかにするには、地方官報や原住民法廷の記録に当たるしかないだろう。まだその機会をえていない以上、次に述べることはあくまで推測にすぎないことを断っておきたい。

ナイジャ州の例からわかることの1つに、少なくとも北部における林地は生産機能を果たしていない。植民地期にジャワ島やビルマの森林が国有林として囲い込まれた背景には、それらの地域に分布していた天然のチーク林を政府の管理下におき、直営

4) 1994年7月2日、ビダ林業事務所に対するききとり。

生産体制をととのえることによって、林業からの財政収入を期待するという目的があった。対するナイジェリアにおいて、同様の位置づけが可能なのは南部の高木林帯のみであり、実際に一部は国有林として政府の管理下におかれることとなった。しかしサヴァナ帯では大半がNA有となり、かつ管理費用を負わされるNAに対してこれといった林業収入をもたらしたわけではない。また、ビダ地区林業事務所で林地の所在図をトレースしたり、調査地周辺において実際にそれらを回ってみた限りでは、ほとんどが小面積かつ分散しており、国土保全上の必然性もみえてこない。

結局、インドにおいて形成された植民地林業とでもよぶべき一種の規範があり、それにしたがって世界の英領植民地で林地が創出されたにすぎないのではないか。森林限界をなすスーダンサヴァナも含めた全域に分布している点からは、植民地政府がそれぞれのNAに林地の確定を指示した可能性も考えられる。

英国植民地に導入された森林法ではいずれも、広告・縦覧から異議申立、さらに必要に応じて補償といった一連の林地の確定手続きがととのえられている。しかし実態においては土地の強制収用以外の何者でもないとの批判は、植民地経営の規範をなしたインド森林法についてシンが鋭く展開している [Singh 1986]。この点について、ナイジェリアはどうか。NAや共同体が林地確定のイニシアティブをとってれば、こうした批判は当てはまらないのか。

NAが主体となる林地の確定作業に際し、どのような権利を以てそれに対抗できたのかを考えるには、さらにNAそのもの、および土地制度一般をみる必要があるだろう。

3. 伝統的統治機構と土地制度

3.1. 植民地期の伝統的統治機構

植民地化以前の北部ナイジェリア史は、ジハードのもとにおこなわれた遊牧民フラニの他民族征服過程に終始する⁵⁾。18世紀ごろハウサランドに定住したフラニは、19世紀初めにソコトにイスラーム王国を建設した。さらに東のボルノ王国および南のナイジャ川に向かって勢力を拡大する過程において、多くの少数民族や小首長がフラニの騎馬隊に征服され⁶⁾、支配者にはソコトのカリフからエミア (emir) の称号が与え

5) 西アフリカ半乾燥地一帯に居住する牧畜民。自称はフルベであるが、ここではハウサ語に由来し、ナイジェリアで一般に用いられている他称にしたがっている。

6) 19世紀に、ソコトのカリフはおよそ2万5千～5万の騎兵を召集できたとされる [Smith 1989, 45]。

られた⁷⁾。

ソコトを頂点として高度に発達した政治的秩序が、なぜ19世紀末にいたって容易に英国の軍門に降ったのかについては、すでにさまざまな議論がなされている。一般に、農耕民に対しては圧倒的な威力を誇ったフラニの騎馬隊も、その中世的な軍備や編成では、新鋭のマキシム銃に勝てなかったとされる [Nicolson 1969, 11-12]。加えて、支配者層の都市集住と同時に被支配者のフラニに対する反目もまた、英国の植民地支配にとって有利に働くこととなったにちがいない。1900年に北部ナイジェリア保護領を宣言して数年のうちに、英国はソコトやボルノをはじめ主要王国を支配下におさめ、新たにすげかえたエミアの任免状を人々の前で読み上げることによって、制度上の優位性を示しつつ旧来の秩序も温存し、間接統治に活用したのである [Perham 1937, 33-49]。

この過程を、ヌベ人について具体的に追ってみると以下のようになる。

伝承によると、ヌベ王権の成立は16~17世紀にさかのぼる。当時、ナイジャ川とベヌエ川の合流点を80kmほど下った東岸に位置するイダの町では、イガラ人が権勢を誇っていた。イダの王の寵愛を受けていたヌベ人のエデギ (*Edegi*、*Tsoeda*ともされる)は、王の死とともに、息子の報復をおそれてナイジャ川を遡上し、カドゥナ川との合流点にヌペコ (*Nupeko*、大いなるヌベの意)の町を築き、初代エツヌベ (*Etsu Nupe*、ヌベ王)となった。その後王権の推移とともに遷都がなされ、また王族の分裂とともに各地にさまざまな称号を帯びたヌベ人小首長を生みだしていった。

一方、ナイジャ川まで南下したフラニ勢力は、王位継承をめぐる内紛の絶えなかったヌベ社会に接近し、王権の傀儡化に成功。また各地に定住したフラニの首領は、ソコトからターバンを戴き、その地のエミアを名乗った [Dupigny 1920, 7-8]。

1841年に英国海軍によっておこなわれたナイジャ川探検の航海記には、ベヌエ川との合流点から本流沿いにさかのぼる途上の、沿岸各地における市の喧噪が描かれている。そうした市の1つ、ヌベ人集落のエツガでは、彫刻を施したカラバシュ、ボルノ産の絹およびソーダ石、衣類、網、ソルガム、ヤム、メイズ、サツマイモ、魚の干物、ヨーロッパ製品、ビーズ、火薬、馬、シアバターを混ぜたソルガムの団子などが販売され、町には200を下らない織機が稼働していた。またハウサ語を話す奴隷商人が、フラニとの戦いで捕虜となった女と男児を売っており、フラニ南進拠点の1つであったラツバは、アフリカ内陸部最大の奴隷市でもあった。ナイジャ川沿岸部の住民にとっ

7)あるいはアミール (*amir*、複数: *umara*)。ここではナイジェリアにおける英語読みにしたがっている。イスラーム首長や司令官をあらわす。

ては、騎馬隊を組織し、各地で野営をしつつ周辺村落の略奪を繰り返していたフラニと、下流のイガラが二大脅威であり、しばしばその両者に貢納を行っていた [Allen & Thomson 1948, 80–110]。

ビダは、当時ピニとよばれる少数民族のすむ一介の集落にすぎなかった。ところが1850年代半ばにフラニ内部で覇権争いが生じた際に戦場となり、そこで勝利をおさめた一族はエミア位を授けられ、ビダに定住。ヌベ王に対してはエツヌベの称号のみゆるし、臣下の組織を剥奪した。一方でエミア自らはサルキンヌベ (*Sarkin Nupe*、フラニのヌベ王といった意味合い) を名乗ったため、以来ヌベやフラニ固有の称号にイスラームの秩序が錯綜し、その頂点にエミアが君臨することとなった。南北交易路上という立地にめぐまれたビダは、城壁内にさまざまな職人層を形成し、順調に繁栄をとげていった [Dupigny 1920, 9–15; Temple 1922, 322; Imaogene 1990, 20]。

ところが1886年に特許を受けた RNC が各地の敵対する伝統的勢力に対して軍事行動をおこすと、ビダはさしたる抵抗も示さず1897年に陥落。RNC はただちにビダのエミアを退位させ、新たなエミアを位につけることによって統制を試みた。同時に、ビダに蟄居を余儀なくされていた正統ヌベ王の子孫が親英・反エミアに転じたのを利用し、パテギにヌベ王として据えることによって、ナイジャ川南岸のヌベ人も支配下におさめようとした。しかし北部ナイジェリアの戦力はガーナのアサンティ征服に奪われ、RNC による統治は機能しなかった [Dupigny 1920, 20]。

1900年に RNC の行政権が接収されると、官報の記すところによれば、英国の宗主権を示すため、ビダの城壁の中に知事庁舎がおかれることとなった。エミア位のターバンに対し、ヌベ王権の象徴が旗であったことからすると、そこには英国国旗が翻っていたのかもしれない。1907年にはラゴスとをつなぐ鉄道建設がはじまり、多くのヌベ人が徴用された。一方で、おそらく伝統的支配者に対する懐柔策の一環としてであろう、植民地政府はオイルパームやコラ (*Cola nitida*)⁸⁾ の種子を配布し、植栽を奨励した。鉄道は1912年に完成し、16年にはナイジャ川に鉄橋がかかった。当初、ビダの支配圏であるカドゥナ川以東 (Cis-Kaduna) に留まっていた英国の支配圏は、次第にカドゥナ川以西 (Trans-Kaduna) や北部に浸透していった [ibid. 6]。

保護領時代の行政機構は、県の下に行政区 (district) がおかれ、それぞれに県知事 (resident) と地区行政官 (district officer) が派遣されるというものであった。しかし

8) ナイジェリアに限らず西アフリカでは、南部湿潤地帯の産するコラは主に北部で消費され、南北交易の重要な産物をなしてきた。ヌベ社会では嗜好品として、また儀礼の品として、今日なお重要な意味をもっている。

伝統的貢納システムの活用を目的として、エミア制は植民地期を通じて温存され、植民地支配の安定の中でむしろ強化されることとなった。たとえば、各地のエミアはハキミ (*hakimi*、複数は *hakimai*) とよばれる官吏を擁して農民から貢納を集めていたが、植民地政府はそれを徴税官として起用し、徴税をより効率的にするため、城壁内に居住していたハキミを各行政区に移住させた [Shenton 1986, 35-38]。また植民地財政とは別個に原住民財政 (*native treasury*) を各エミアに組織させ、末端集落からの貢納と罰金にもとづいていた NA の財政状況を把握するとともに、その中から第一次大戦の戦費などを調達したのであった [Burns 1917, 102-104]。

3.2. 土地法の変遷

人々が NA に組織される一方で、その人々のすむ土地はどのような位置づけにあったのか。以下に成文法体系としての土地制度を追ってみたい。

ナイジェリアにおける統一的な土地制度の導入は、1910年土地および原住民権利宣言 (*Land and Native Rights Proclamation*、以下宣言) にさかのぼることができる。のちに総督としてナイジェリアに戻ったルガードは、この宣言をもとに1916年土地および原住民権利令 (*Land and Native Rights Ordinance*) を制定した。その基本的な枠組みは、1962年の北部ナイジェリア土地保有法 (*Northern Nigeria Land Tenure Law*) を経て、1978年の土地利用法 (*Land Use Decree*、80年に *Land Use Act* に改定) へと継承されている [James 1987, 1-2]。

慣習法の実態に関するさまざまな議論を経た上で策定された1910年宣言は、他の英領植民地に導入された土地法においてしばしば用いられる王有 (*crown land*) や公有 (*public land*) といった用語を排し、すべての土地は人々の総有のもとにあり、政府はその管理者として機能するとした。個人に対しては所有権 (*ownership*) ではなく占有権 (*right of occupancy*) 権が与えられるにすぎず、政府を含め何人たりとも土地を所有することはできない。逆に公共目的をとらねば、総意の実行者たる政府は土地を収用できる [Egboh 1984, 51]。

1962年の北部ナイジェリア土地法はさらに、すべての土地は原住民に帰属すると定めた。また土地に対する権利は1910年宣言と同じく占有権とし、それを慣習 (*customary*) および法定 (*statutory*) 占有権 (*right of occupancy*) の2つの範疇に区分した。法定占有権は慣習的権利の上位におかれ、法定占有権もまた、鉱物資源開発など公共目的のもとでは無効にできるとした。その結果、慣習上の土地利用に対し法的裏づけを与えたものとしての肯定的評価とともに、土地大臣に収用の権限を与えたという批判も

加えられることになった [Udo 1990, 33-34]。

1978年、軍事政権下に成立した土地利用法は、翌79年に制定された憲法の中で連邦法として位置づけられたものの、さまざまな論議を引き起こした。しかし討論の場たる国会が召集されないまま、83年に再び軍事政権に逆行したのちの経緯は、今のところ明らかにしえない。

この78年土地利用法は、一般条項（第1部）、土地保有の原則、軍政および地方府の権限、および占有者の権利（第2部）、地代（第3部）、占有権の譲渡および放棄（第4部）、占有権の無効およびそれにともなう補償（第5部）、移行条項（第6部）、最高裁判所その他の法廷の司法権（第7部）、および補遺（第8部）の全50条によって構成されている。その中で、とくに土地に対する権利にかかわる部分を要約すると、以下のようなになる [ibid. 74-86]。

まずそれぞれの州の土地について、連邦軍政府に指名された軍人からなる州知事 (Military Governor) の管轄下におくと規定。これまでのエミアをはじめとする伝統的統治者にかわり、州知事が土地のいわば管財人となり、都市部に関しては軍の統制下におかれ、農村部は地方政府が管轄する。しかし各州レベルの布告が制定されるまで、北部10州に関しては当面62年の土地法を以て当たるとしている。

州知事は、これまで的大臣にかわり法定占有権の設定をおこない、それは地方政府の管轄する慣習占有権の上位に位置づけられる。軍政府は地券を発行して法定占有権を保障するかわりに、地租 (rent) を徴収する。

慣習占有権に対する地租の是非に関しては、ルガード時代以来の論争があった。ルガードは毎年農民に地租を課すことは、その土地に対する権利が当該年限りであることを意味し、慣習上の権利という位置づけとの間に矛盾をきたすとして、1916年土地法ではとりあげなかった。結局、NA 時代において明確な地租が徴収されなかった以上、それにかわる統治者となった軍政府もまたその権限をもたないとみなされた。

土地の処分については、慣習占有権は地方政府、法定占有権は軍政府の同意があれば、譲渡可能である。また同じく条件を満たせば、法定占有地における賃貸もできる。したがって、法定占有権は所有権に近い概念と解釈されるが、一方でそれに優先される公共目的として、地方政府や連邦政府の要求、あるいは鉱物資源開発やパイプライン建設があげられ、その場合に土地は収用され、かわって補償がおこなわれることになる。

以上にみるとおり、それまでの土地関連法規を基本としつつも、伝統的統治機構にかわって軍政が前面に登場し、かつ都市部における変化に合わせ、法定占有権の定義

の中で所有権に近いものを表現している。しかし北部諸州とは異なる歴史的背景をもつ南部においてはさまざまな論議を引き起こし、また伝統的権威の弱体化に直面することとなった北部のエミアからも一斉に反発が生じることとなった [ibid. 96-99]。

3.3. 今日の伝統的権力

土地法上における NA の払拭と同様、今日みられる行政機構もまた形式上は NA から切り離されている。しかし実態をみると、近代的行政機構と伝統的統治機構は必ずしも明瞭に分離をとげているわけではない。両者の癒着は上部よりも下部機構において顕著であり、土地制度もまた然りである。その例をヌペランドにみると、以下のようになる。

1967年に県が廃止され12の州が創設された際、ヌペランドはソコトを州都とする北西州の一部をなし、76年に19州に増えたことにより、ミナを州都とするナイジャ州が生まれた。当時もっとも人口の多かったビダが州都とならなかった理由は、エミアの影響力を弱めるためであったとされる。その後1991年の州再編を経て、ナイジャ州は面積76,000km²、全体のおよそ9%を占めるナイジェリア最大の州となった。ヌペ人はその中でビダ、バコ、アガイエ、ラパイ、ラヴンなど、南部に多く居住している。

ナイジャ州政府と州下になお存続する8人のエミアとの関係は、後者によって構成されるナイジャ州首長会議 (Niger State Council of Chiefs) が州政府に対して助言的役割を果たすとされるように、形式的には一応の分離をとげている。またこの会議の長は、州下で最大の人口規模を有するヌペ人をおさめているビダのエミアがつとめている [Baba 1993, 331]。

しかし末端において、とりわけカドゥナ川以東地域では、しばしば同一人物が伝統的権威と行政官両者の機能をあわせもったため、二重構造というよりはむしろ、相互に分ちがたく結合することとなった。ヌペ人の大半はイスラーム教徒であるが、植民地期にキリスト教化された地域も散在している。それにもかかわらず、住民は等しくエミア制に統合され、土地問題をはじめとする慣習法上の争議は、エミアの法廷で裁かれる。

行政区分上、州はさらに19の地方行政区 (local government area、以下 LGA) に分けられ、地区 (district) および区 (ward) とおりて、集落は区の下に組織される。ところが地区長はエミア制下の徴税官をあらわすハキミ、区長についてはヌペ社会における伝統的称号であるエツニャンパ (*etsunyankpa*) とよばれている。行政区域の再編にともない新たな区割ができると、同時にエツニャンパのポストが生じる。しかし州政

府の関与は区域の決定までで、エツニャンパの選出に際しては、まずその新設区に含まれる有力な集落長の間で、どの集落にその役職を与えるかが話し合われる。次いでその集落の中でもっとも有力で古い家柄につながるものがほぼ自動的にエツニャンパの職につく。すなわち、たとえ行政上の官職であっても、実際には伝統的秩序のもとで決定がなされ、しばしば世襲される。またハキミやエツニャンパの就任式はエミアの宮殿で執りおこなわれている。

征服民であるフラニと被征服民ヌベとの関係はまた、末端において遊牧民と農耕民のあやうい共生関係も生みだしている。エミア制を築いたフラニは、ヌベ農民を支配することによって特権階級をなし、一方でヌベ女性との通婚によって、アイデンティティは依然としてフラニにあるものの言語的文化的にはヌベ化していった。それに対し、サルキンフラニ (*Sarkin Fulani*) とよばれる首長のもとに統合されているさまざまなフラニ下位集団は、今日も伝統に則った遊牧生活を営んでいる。その遊牧域とヌベ農耕民の居住域は重なり合い、両者の間には生産物や残滓の交換がおこなわれる一方、家畜による農作物の破壊という問題も引き起こしている。

3.4. 農村領域における土地制度

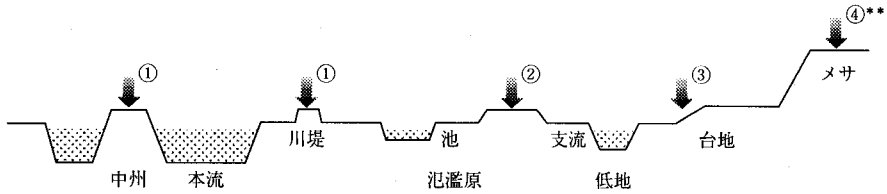
植民地期のヌペランドにおける土地制度については、1930年代に調査をおこなったナデルによるすぐれた分析がある [Nadel 1947, 181-189]。以下に述べるききとりに依拠した概況の部分は、実のところナデルの観察以上のものをもたないことを予め断っておきたい。

ヌペランドの集落は、その立地と生業の組み合わせから、第1表のように類型化できる。また、個人あるいは集団の排外的権利という視点で、土地を何層にも覆っている支配を上層部から剥がしていくと、まず一次地主とでもいうべきフラニの支配階級があげられる (第2図)。歴史的背景のもとに生み出されたこれらの人々は、ビダをはじめとする都市部に居住する不在地主層を形成している。この一次地主に準ずるものとして、農民化した在村フラニがあげられる。両者の祖先はビダのフラニ社会の中における平民と支配者という身分関係をなし、農民フラニは集落にあって一次地主の土地の管理を請け負っていたものと考えられる。

第2表は、事例としたエミパタ (Emikpata) 川流域においてヒアリングを実施することのできた15集落を上流から下流に並べたものである。うちフラニの不在村地主支配下にあったものは10集落にのぼり、現在でも9集落が計5名の地主のもとにある。中でもツォエダ (*Tsoeda*) という官位をもつ地主は5集落の低地を支配し、他の流域

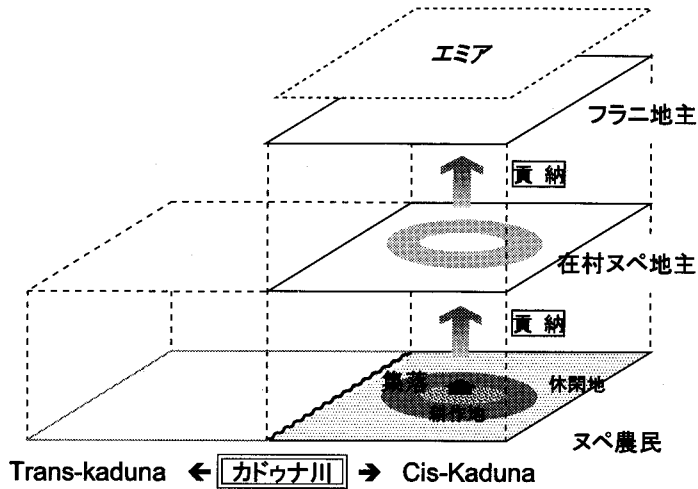
第1表：集落の類型および地形の模式図

集落類型	立地	生業 (■：主、□：従)						
		河川	川堤	氾濫原		低地	台地	メサ山頂
				低地	池			
①漁業集落	大河川沿岸・中州	漁	漁	■	■			
②水稲作集落	大河川氾濫原周縁			■	■	■		
③稲作畑作混合集落	小河川周縁			■		■	■	
④畑作集落	メサ山頂			■				■



注：* 当該集落領域における水稲作ではなく、②類型作集落の領域でおこなわれる借地農業をあらわす。

** 矢印および番号は、集落類型ごとの立地をあらわす。



第2図：土地制度の模式図

第 2 表：Emikpata 川流域における集落類型と土地制度

集落	人口*	立地**	集落類型	集落の成立	一次地主	貢納
P	?	ヌサ	畑作	パティギから移住	(不在村フラニ)→家系途絶	—
KY	4(19)	最上流	混合	クワラ州から移住	在村フラニ→転出	—
K	6(29)	上流	混合	ビダから入植したヌベ奴隷	不在村フラニ	○
M	3(28)	上流	混合	ビダから移住	不在村フラニ	○
G	9(24)	中流	混合	パティギから移住	不在村フラニ	○
EY	1(2)	中流	混合	モクワから移住	(在村フラニ)→直系途絶	—
D	5(26)	中流	混合	ヌベ奴隷	不在村フラニ	○
KC	3(11)	中流	混合	クワラ州から移住	不在村フラニ	○
MB	13(65)	中流	混合	定住後フラニが土地を奪取	不在村フラニ	○
KT	6(31)	中流	混合	フラニの土地に移住	在村フラニ	○
S	3(25)	中流	混合	?	不在村フラニ	○
ET	5(24)	中流	混合	?	不在村フラニ	○
DT	2(17)	中流	混合	フラニ以前に定住	なし(一族がエミアに嫁ぐ)	—
A	13(?)	中流	混合	フラニの土地に移住	不在村フラニ	○
T	500人以上	下流	水稻作	フラニ以前に定住	ヌベ王権	○

注：* 人口にかわる概数として、各集落でのヒアリングによる拡大家族数(および既婚男子数)を示す。

** エミパタ川とゲボ川の合流点までを上流、ナイジャ川氾濫原までを中流として、上流から順に集落を並べた。

も含めると19集落がツォエダの影響下にある⁹⁾。

一次地主の権力行使については、A 集落に1つの例をみる事ができる。そこでは10年程前にツォエダの息子によって低地をとりあげられたことがあり、かわりに畑地を与えられた村人は仕方なく承服した。息子は自ら水稻耕作をおこなうべくビダから労働者を引きつれ、簡易水路を開いたものの、5年程して取水堰が壊れてからは耕作を放棄。以来だれもその土地を利用できない状態が続いている。

残り5集落のうち、3集落にはかつて農民フラニの在村地主がいたが、家系の途絶や離村により、KT 集落においてのみ貢納がおこなわれる。そのほか D 集落は、当代エミアの母親が近在出身のヌベであり、その家系と姻戚関係にあるため貢納を免れている。もっとも下流に位置する T 集落は、水稻作集落の類型に含まれ、フラニの支配圏の外に位置しており、正統ヌベ王権につながるガバの地主に対して貢納をおこなっている。

これらの集落は、エミ (emi、家あるいは集落) あるいはカタンバ (katamba、コンパウンドの入り口をあらわす) とよばれる拡大家族が集まって構成され、人口規模

9) 1993年8月23日、ツォエダに対するききとりによる。

が大きくなると分裂する。集落の領域を直接的に支配するのは、入植者の子孫の中で集落に留まっている最年長者で、一次地主と農民との間をつなぐ二次地主として位置づけられる。

集落構成員間の土地分配については4.1.に譲るとして、農民はまず二次地主に低地であればコメ、畑地であればソルガムやミレットといった穀物収穫の一部をおさめる。二次地主は自らの取り分を差し引いたのち、収穫の数%から10%の現物に少量の二次作物を添え、一次地主の家まで届け、地主はコラの実や交通費などを返礼に手渡す。

この貢納は、必ずしも強制や経済関係として農民にとらえられているわけではない。ここでは便宜的に地主という用語をつかい、それに対応させるなら小作料とすべきところを貢納としているが、それは経済的な意味の地主小作関係を越えた内容を含んでいるからである。そこには明確な契約は介在せず、両者の関係は数世紀におよぶ歴史の所産であり、村人の生活すべてを律する秩序や価値体系の一環として位置づけられるところに、説明の難しさがある。またこの貢納に政府に対する納税も含まれているのか、一次地主はその貢納をさらにエミアに上納しているのか、そもそも植民地期の原住民財政はその後どうなったのかについては、今後明らかにすべき課題である。

ヌベ集落とフラニの不在地主との歴史的関係に対し、第1表にみる氾濫原への水稻作出づくりは、主として人口増の帰結としておこなわれている。体力に優る若年層が従事する傾向にあり、フラニによる支配のおよばない氾濫原のヌベ人地主とは、むしろ経済的な契約関係にある。その際の小作料は、血縁あるいは姻戚関係を有するか否かによって相違があるものの、一般に1エーカー当たり1,000ナイラほどの前金を払い、収穫の後に3%程度を現物でおさめるという、手付金と分益が組み合わさったかたちになっている。もっともこの地主側の取り分は、東南アジアの文脈でいう地主小作関係に較べるとはるかに低く、手付金の存在は地主と小作のつながりが流動的であることをうかがわせる。

4. 樹木の分布をめぐる状況

4.1. 集落領域における土地利用と配分

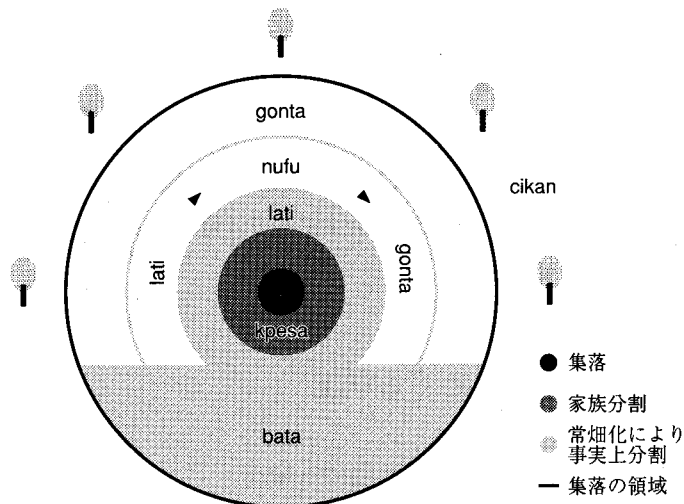
ヌベの農村社会では、耕作している限りにおいて、その土地に対する耕作者の排外的権利がみとめられる。休閒などの理由により耕作が放棄されると、土地は二次地主の管理下に戻り、次に耕作を申し出たものに優先的に配分され、結果的に割替制をな

している。耕作者が死亡した際も、その後継者が同じ土地を続けて耕作する限りにおいて優先的に機会を与えられるが、いったん耕作が中断されると権利は白紙に戻る。一方で、耕作が中断されなければ第三者にその土地を貸与することも可能であり、したがって耕作者を当該地の三次地主と位置づけることもできる。こうした基本原則は、二次地主、すなわちヌベ在村地主の直系傍系、あるいは外来者を問わず、成人した集落構成員すべてに適用される。

次に集落領域内の土地利用および集落構成員間の土地分配について、第2表のG集落における測量およびききとりをもとに、低地から台地という順で整理すると以下のようなになる。第3図はそれを模式図にあらわしたものである。

(1) 低地 (bata)

G集落には、エミパタ川の上流から簡易水路がひかれ、その灌漑地 (dife) および低地に数カ所ある湧水 (danca あるいは ewan) の周辺では、雨季の水稲作に乾季の裏作を組み合わせている。いずれも換金作物であり、土地生産性はもつとも高い。ここでは連年耕作により割替制は事実上消滅し、恒久的畦畔に欠くヌベの伝統的水稻耕作技術における特質から境界はさほど厳密でないものの、土地はすべて構成員の間で分割されているとみることができる。水稲以外の作目には、サトウキビ、ヤム、キャッサバ、および裏作のサツマイモ、トウガラシ、オクラ、



bata : 低地 lati : 畑地 kpesa : 庭畑地 nufu : 草地休閑 gonta : 藪地休閑 cikan : 未開墾地

第3図：ヌベ農村集落における土地利用パターン

ナス、ローゼル (*Hibiscus sabdariffa*) などがあげられる。

(2) 樹園地 (*cigban katanshin*)

一般に集落に近接したところにはマンゴーやバオバブ (*Adansonia digitata*) などの大木が配置されているが、インドネシアにおけるプカランガンに対比できるような、樹木作物をとまなう明瞭な土地利用類型や概念がヌベの農村集落にみられるわけではない。樹木に対する権利は、基本的には植えたものに帰属するが、それは土地と連動しない地上権にすぎないため、林地外の緑化計画を考える上で重大な問題をはらんでいる。

G 集落の樹園地は、マンゴーの大木をはじめとする果樹と、もともと自生していた有用樹からなり、樹下には穀類や根菜、マメ類など多様な農作物が栽培されている。植栽された樹木には所有権がみとめられ、相続だけでなく処分もなされる。

(3) 庭畑 (*kpesa*)

集落に隣接する領域をあらわし、上記樹園地も含まれる。この土地は畑作物の連年耕作が営まれることによって事実上分割されており、また慣習上も、家屋に隣接する土地の集約的な管理が推奨されている。この区画は宅地と合わせ貢納の対象とはならず、メイズを主体として、サツマイモやローゼル、ヘンナ (*Lawsonia inermis*)、ケナフ (*Hibiscus cannabinus*) などが栽培される。

(4) 畑地 (*lati*)

畑地では、本来の短期耕作・長期休閑という作付体系が、人口増にともない次第に長期耕作へと向かっており、交通路や市などとの関係で人口規模の大きくなった集落の周辺では、すでに休閑期間の消滅したところもみられる。また平坦な地形ゆえ、基本的に集落から遠くなるほど、作付け期間が短く同時に休閑期間が長くなるという同心円状の変化がみられる。しかし道路沿いは野猿の被害が少ないため、集落からの距離にかかわらず開墾される頻度が高い。

樹木にかかわる農法上の特徴としては、開墾の際に有用樹を伐り残すという点があげられる。その結果、休閑地の二次林ではシアナット (*Viellaria paradoxa*) やローカストビーン (*Parkia biglobosa*) が優占種をなし、とくに天然林では直径5 cm以上の本数ベースで15%程出現するシアナットが、二次林では50%以上を占めることになる。

畑地の作目は、ソルガムと早生および晩生の2種のミレット (*Pennisetum typhoides*) が主体である。これらの主食作物に、換金作物であるエグシメロン (*Citrullus lanatus*)、ササゲ、ラッカセイおよびバンバラマメ (*Voandzeia subterranea*)

のいずれかが混植され、肥沃度の高いところにはメイズも栽培される。

(5) 草地休閑地 (*nufu* あるいは *enufu*)

この *nufu* と次の *gonta* のちがいは、植生よりもむしろ過去の耕作の事実を示す畝の痕跡が残っているかどうかによって区別される。休閑期間を十分にとれる条件下では、少なくとも畝の痕跡が残っている期間、すなわち *nufu* の開墾はおこなわない。

(6) 藪地休閑地 (*gonta*)

畝の跡が消滅すると、その土地は *gonta* とよばれ、いつでも開墾できる状態にある。開墾の際の切り株から萌芽更新した枝は、女性によって燃料材に利用され、その場に放置して乾燥させたのち、20~30kgの束にしてもち帰る。そのほかシアナットをはじめさまざまな非木材林産物が採集される。

(7) 森林 (*cikan*)

まだ開墾したことのない森林は *cikan* とよばれ、かつては人々の居住区域をさらにこの *cikan* がとりまいていた。しかしカドゥナ川以東地域ではすでに無主の地は消滅し、すべての土地が集落の領域か林地 (*forest reserve*) に属する。したがって今日では、本来の意味の *cikan* は存在しない。

4.2. 樹木の分布

これまでにみてきたように、ナイジャ州における森林植生は、①国立公園、②林地、および③集落領域内の休閑地の3つの枠組みにみることができる。そこで4.1.で述べたG集落における藪地休閑地 (*gonta*) を基準にして、それぞれの制度のもとで森林がどのような状況におかれているのかを比較してみたい。

ただし、本来なら相互に近接した中で調査区域を設定すべきところ、州下の林地の大半は小面積の若齢造林地であり、まとまった面積の天然植生は、ビダの北約30kmに位置するグヌ丘陵林 (*Gunu Hills Forest Reserve*) まで足をのばさないと見出せない。国立公園はさらに遠く、カドゥナ川以西地域のカインジ湖国立公園 (*Kainji Lake National Park*) を訪れなければならなかった (第1図)。いずれも年間降水量は1,100mm前後と大差ないため、それぞれにおいて、100m×100mのコドラートを設置し、毎木調査をおこなった。ただし面積488haのグヌ丘陵林については、1つのメサからなるため、同じ1haになるように麓から山腹にかけて25m×400mの調査区を設定した。またG集落において93年に調査したコドラートは、引き続き樹種の同定を試みようとした翌年に開墾されてしまったため、新たにもう1カ所追加することとなった。さらに比較

第3表：調査プロットにおける人為的影響

	耕作	燃焼材 採集	飼料 採集	放牧	火入れ
G集落 樹園地	+	(+)	(+)	-	-
休閑地 93	++	++	+	+	++
休閑地 95	++	++	+	+	++
グヌ丘陵林	-	+	+	+	+
カインジ湖国立公園	-	-	-	-	+

注：-：影響なし、+：影響あり(わずか)、++：影響大

第4表：各プロットにおける調査結果の比較（胸高直径5cm以上）*

	樹種数**	樹木本数	胸高直径 平均(cm)	胸高断面 合計(cm ²)
樹園地	14	37	55.2	144,757
休閑地93	19	134	13.4	23,718
休閑地95	13	68	18.5	22,928
恒久林	37	811	9.1	78,952
国立公園	25	455	14.7	103,770

注：* 面積はそれぞれ1ha。

** 果樹など植栽された樹木を含む。

のため、樹園地においてもコードラートを設定した。

第3表は、生態系に対する人為的影響を比較したものである。そこからは、ナイジャ州下においては、もはや人為的攪乱を受けていない植生はみられないことがわかる。国立公園における火入れとは、草食動物の餌を確保すべく、

樹冠がうっぺいしないようにレンジャーが放つものであり、それ以外ではフラニ遊牧民が乾季に火入れする。実際に毎木調査でつけたタグは、翌年には一部が焼失しており、そこからも火入れの影響が恒常的であることがうかがえる。

第4表は、それぞれの樹木密度および胸高断面積を比較したものである。グヌ丘陵林については、メサという地形の影響により一概には比較できないが、国立公園と合わせた両者に比べ、休閑地の断面積はおよそ4分の1と低くなる。しかし火入れのおこなわれない樹園地ではかえって国立公園よりも高くなっており、そこからは、管理如何によっては現状よりも森林蓄積を高めることができるといえよう。さらに樹下に農作物を組み合わせている点からは、さまざまなタイプのアグロフォレストリー導入による土地利用高度化の可能性も示している [増田 1997, 259-274]。

5. 土地制度と森林

西アフリカでは20世紀以降に確立した植民地体制のもと、森林は順次囲い込まれ、旧英領のナイジェリアとガーナでは、それぞれ国土の約10%および11%が、また旧フランス領のコートジボアールについては約15%が林地として指定されることとなった。

独立以降は植民地期に確立した林野制度の枠組みが継承され、林地面積もほぼ変わらず推移している¹⁰⁾。

一方ナイジェリアおよびガーナにおいて、林地外に分布する森林の位置づけを林業局に対してたずねたところ、土地は総じて慣習法体系のもとにおかれているのに対し、自生する樹木は政府に帰属するという、土地と地上物との分離がみられた。すなわち、林地内における森林は土地と一体となることによって、適切な対策さえ講じられれば総体としての存続が可能である。それに対し林地外では、土地は開墾の、また樹木はロイヤルティ徴収の対象にすぎず、現在残されている樹木は、人口圧と農法および木材市場いずれかの条件の変化によって容易に消滅しうるものである。

林地面積のさらなる増加が期待できない以上、林地外に残された樹木の保全や農民に対する植林の奨励は、多様性の維持だけではなくナイジェリアの木材需要を満たす上でも重要な鍵となる。ところが林地外の樹木は、農民にとって必ずしも歓迎すべきものではなく、集中的に調査をおこなったG集落では、樹木があると野生動物が集まり作物に被害をおよぼすとの理由で、河辺林を一斉に伐開した。枯渇したドライマホガニーにかわって伐採されるようになった *Daniellia oliverii* にいたっては、繁殖力の強い早生樹種であり、農民にはむしろ雑草とみなされている。

それでもなお、土地利用状況を丹念に地図に落とししていくことによって、樹木と農業活動の共存できる余地が見出せるかもしれない。ところがそこで障壁となるのが割替制で、当該地に対する排外的権利がみとめられるのは耕作期間に限られているため、土地と樹木の所有権は慣習法上連動しない。さらに成文法においても、森林法は林地の創出を目的として導入されたものであり、林地外において植栽される樹木に対する権利は何ら保障しない。

この割替制にともなう土地分配の流動性は、林地の創出、とくにNA有林に関し、2.4.で述べたNAという存在に対抗しうる権利とはどのようなものかの考察にも関係してくる。休閒地の処分にかかわる決定権は、直接的には二次地主にあるとみることができる。しかしNA、すなわち北部の広大な地域を支配下におさめたフラニのエミアと被支配民族との関係からは、二次地主の土地に対する権利を以てしては、林地確定の要請に対抗しうるとは考えられない。カドゥナ川以東地域に限らず、土地利用類型の中の *cikan* は当然のこと、*gonta* や *nufu* も容易に林地に指定できたものと思われる。

同じ英国による植民地期を経験したガーナでも、ナイジェリアと同様の森林法が制

10) ガーナでは、植民地期に確立した林野行政機構および法体系はもはや現状にそぐわないとの批判が強まり、1998年以降大幅な改変に向かうこととなった。

定された。またガーナにおいては比較的南部の湿潤地域に林地が多く分布するというちがいがあがるものの、ナイジェリアと同様、ごく限られた人員と設備のもとで、国土の11%を林地とすることができた。

ところがナイジェリアでは林地が確定すると同時に、既存の諸権利はすべて消滅するとされたのに対し、ガーナでは、林地の管理は林業局がおこなうが、土地に対する既存の権利は影響を受けないという点にナイジェリアとの決定的な相違がみとめられる。それは両者の伝統的統治機構や土地制度上の相違によってもたらされたものと考えられ、2.4.でおこなった植民地林業ともいえる規範が先行したのではないかという仮説をここで再び検討すると、植民地権力のもとで一様に林野をめぐる近代化がなされたが、その過程といえども、決して地域の諸条件と切り離されたかたちでは進行しえなかったといえよう。

謝 辞

本稿で用いた一次資料は、日本学術振興会国際共同研究（代表：若月利之、1992-93）および文部省国際学術研究（代表：廣瀬昌平、1993-95）の一環として、文献は主として96年の文部省在外研究員期間中にオックスフォード大学において収集したものである。これらの機会をいただいたことに感謝するとともに、あえて個人名はあげないが、この場をかりてナイジェリアの友人すべての幸福を願いたい。

引用文献

- Allen, W. and T. R. H. Thompson
1848 *A Narrative of the Expedition Sent by Her Majesty's Government to the River Niger in 1841 under the Command of Captain H. D. Trotter*, vol. 2, London: Richard Bentley.
- Baba, J. M.
1993 Niger State, in R. K. Udo and A. B. Mamman (eds.), *Nigeria: Giant in the tropics*, Lagos: Gabumo Publishing.
- Burns, A. C.
1917 *The Nigeria Handbook*, Lagos: n.p.
- Dupigny, E. G. M. (ed.)
1920 *Gazetteer of Nupe Province*, London: Waterlow & Sons.
- Egboh, E. O.
1984 *Forestry Policy in Nigeria: 1897-1960*, Nsukka: University of Nigeria.
- Imaogene, O.
1990 *The Hausa and Fulani of Northern Nigeria*, Ibadan: New Era.
- James, R. W.
1987 *Nigerian Land Use Act: Policy and principles*, Ile-Ife: University of Ife Press.
- Mery, G., S. Laaksonen-Craig, and J. Uusivuori

- 1999 Forests, Societies and Environments in North America and Europe, in M. Palo and J. Uusivuori (eds.) *World Forests, Society and Environment*, Dordrecht : Kluwer Academic.
- Nadel, S. F.
1947 *A Black Byzantium : The kingdom of Nupe in Nigeria*, London : Oxford University Press.
- Nicolson, I. F.
1969 *The Administration of Nigeria, 1900 – 1960 : Men, Methods, and Myths*, Oxford : Clarendon Press.
- Nigerian Forest Authority
1947 *The Fifth British Empire Forestry Conference, London, 1947*, Lagos : n.p.
- Perham, M.
1937 *Native Administration in Nigeria*, London : Oxford University Press.
- Schmithüsen, F.
1986 *Forest Legislation in Selected African Countries*, Rome : FAO.
- Shenton, R. W.
1986 *The Development of Capitalism in Northern Nigeria*, London : James Currey.
- Singh, Ch.
1986 *Common Property and Common Poverty : India's Forests, Forest Dwellers and the Law*, Delhi : Oxford University Press.
- Smith, R. S.
1989 *Warfare and Diplomacy in Pre-Colonial West Africa*, London : James Currey.
- Stebbing, E. P.
1937 *The Forests of West Africa and the Sahara*, London : Chambers.
- Temple, C. L. (ed.)
1922 *Notes of the Tribes, Provinces, Emirates and States of the Northern Province of Nigeria*, Lagos : C. M. S. Bookshop.
- Udo, R. K.
1990 *Land Use Policy and Land Ownership in Nigeria*, Lagos : Ebieakwa Ventures.
- Unwin, H.
1920 *West African Forests and Forestry*, London : Fisher Unwin.
- 増田美砂
1997 「ヌベランドにおける土地制度と森林資源」廣瀬昌平・若月利之編著『西アフリカ・サバンナの生態系の修復と農村の再生』東京：農林統計協会、224–274。
1998 「インドネシアの木材生産における担い手の変化：中スラウェシ州の黒檀産地を事例として」『筑波大学農林社会経済研究』15, 27–49。